平成２７年（フ）第９４９５号
東京都中央区東日本橋３丁目９番８号
破産者　株式会社ｅエージェント
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４９６号
東京都中央区東日本橋３丁目９番８号
破産者　株式会社ネクストリー
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５２９号
東京都板橋区徳丸２丁目11―10―401、開始決定時の住所東京都世田谷区代沢１丁目34―５　五十嵐方201
破産者　井上　大樹
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５８７号
東京都江東区北砂６丁目19―６
破産者　星　　隆昌
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６００号
東京都狛江市岩戸北４丁目17―５　カーサドゥエポンティＤ205
破産者　月永たづ子
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６１７号
東京都墨田区墨田１丁目４－２―301
破産者　松原　健士
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６９１号
東京都新宿区新宿１丁目36―５―402
破産者　角田　昭一
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７１３号
東京都府中市白糸台３丁目32―８―204
破産者　廣瀬　修二
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７３１号
東京都目黒区祐天寺１丁目10―２―301
破産者　鷲見　和男
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７５５号
東京都世田谷区奥沢３丁目32―６―201
破産者　外山　有子
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７６１号
東京都葛飾区東水元４丁目８―19　カームシバタＣ
破産者　川上　麻美（旧姓伊尾喜）
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８０９号
東京都国分寺市東元町１丁目33―４―104
都営東元町一丁目アパート
破産者　森　　治夫
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８６３号
東京都江東区東雲１丁目９―18―1109、開始決定時の住所東京都練馬区豊玉北２丁目５―１―302
破産者　名和　直子
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００４５号
東京都大田区東六郷２―11―５　ハイネスイーストⅡ205、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区仲六郷１丁目９番14号
破産者　有限会社坂田製作所
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００４６号
東京都大田区東六郷２丁目11―５　ハイネスイーストⅡ　205
破産者　坂田フミ子
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００７１号
千葉県市川市日之出７―11―302
破産者　藤峰　健信
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４４２号
東京都青梅市野上町３丁目15番地の15
破産者　有限会社Ｉ・ＳＹＳＴＥＭ
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４４３号
東京都立川市羽衣町２丁目46―15、開始決定時の住所東京都日野市大字日野1111―１　ニューロシティＥ―303
破産者　泉　　真吾
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４４４号
東京都立川市羽衣町２丁目46―15、開始決定時の住所東京都日野市大字日野1111―１　ニューロシティＥ―303
破産者　泉　めぐみ
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４５４号
東京都葛飾区亀有３丁目35番７号
破産者　株式会社安部商事
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４５５号
埼玉県草加市氷川町309―３―202
破産者　安部　政雄
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４５９号
東京都品川区南大井３丁目24―11―302
破産者　徳永　恭子
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部